

第1443回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和3年1月28日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時00分

2 場 所 京都市総合教育センター 第1研修室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 奥野 史子
委 員 星川 茂一
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子

4 欠席者 委 員 高乗 秀明

5 傍聴者 1名

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1442回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案2件

ウ 議決事項

議第29号 「令和3年度学校教育の重点」について

(事務局説明 太田 学校指導課長)

まず、令和3年度の学校教育の重点案の策定にあたっての基本的な考え方を説明する。本市の目指す子ども像「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」の実現に向け、番組小学校創設以来、受け継がれてきた、京都ならではの「くみ文化」の下、市民ぐるみ・地域ぐるみで「一人一人を徹底的に大切に」教育を一層推進していくことを主軸に据えたものとしている。そのうえで、教職員が生き生きと子どもに向き合い、教育の質

の向上を目的とした働き方改革等の施策の推進を図りながら、GIGAスクール構想の下での1人1台端末など新たなICT環境の積極的な活用と対面指導との融合による学びの充実や、子どもに寄り添い、主体的な学びを支援する教職員の心構え・資質向上など、これまでの本市教育の良さを生かしつつ、新たな時代の潮流を踏まえた実践、学校づくりを通じて、すべての子どもの可能性を広げていくことをより強調した内容に編集している。さらに、学校教育の重点がすべての学校園、教職員に浸透し、より充実した教育実践に結びつくことを期して、教職員アンケートの意見等も踏まえ、見出しやレイアウト等において、わかりやすく活用しやすくなるような工夫を施した。

併せて、現行の学校教育の重点に対し教職員から寄せられた意見を紹介する。今回は、幅広く活用の実態を把握するため、校長に加え、新たに校長以外の教職員を調査の対象とした。アンケート調査の結果、学校経営方針の策定や学校教育の方向性の共有に役立てるなど校長による活用が進んでいる一方、校長以外の教職員の活用が十分とはいえないことが判明した。内容が細かく網羅的であることが起因しているのではないかと考えられる。また、第3章の特に重視する視点の内容については、ほぼすべての校長が「自ら学ぶ力」「自ら律する力」の育成が引き続き重要であることを示唆するとともに、協働や共感など他者との関係を一層強調すべきとする意見も相当数あった。

次に、昨年度からの主な変更点を中心に内容を説明する。表紙については、目指す子ども像とともに、番組小学校創設から脈々と培われてきた本市ならではの「はぐくみ文化」のもと「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」本市教育を推進していく決意を掲載している。また、色鉛筆については、その色鮮やかさで多様性を重んじる願いを、右上に伸びる姿で未来を志向する願いを込めており、また、5本であることはすべての教職員が大切にする「学校運営5つの柱」との連動を想起させるものとしている。

続いて、表紙の次にある見開きページについては、第1章から第4章までの要点を端的にまとめつつ各章の関連性を模式的に示すことで、学校教育の重点の全体像を一目で把握できるように工夫したものである。第1章の目指す子ども像を頂点に、第2章の「学校運営の5つの柱」、第4章の『『生きる力』を育む15の取組』に向かう矢印は、上位目標を達成するための具体的な取組の流れを表している。また、第3章の「令和3年度 重視する視点」はそうした取組を実践するにあたって令和3年度に特に重視し、各章を横断する概念として位置づけている。なお、このページについては、掲示物とするなど各学校園での柔軟な活用を期してデータでの配信も行うことで、より一層の定着を図ってまいりたい。

第1章「目指す子ども像と3つの姿」については、大きな変更はない。

第2章では、目指す子ども像の実現に向けて、必ずすべての教職員が認識すべき「学校運営の5つの柱」を掲げている。これまでは7つの柱であったが、記載要素を減じることなく、改めて内容を精査するとともに、柱の名称を主題・副題に分け、わかりやすく端的な言葉で柱の主旨を表現し5つの柱に再編した。なお、2つ目の「よりそい」については、多様な子どもたちにしっかりと寄り添い、困りを抱えた子どもを含め、すべての子どもの可能性を広げることの重要性とともに、新たなICT環境のもとで、そうした取組の一層の充実を図ることを示している。3つ目の「つとめ」については、責務・役割をしっかり全うする「務め」、精進する「努め」、仕事に従事する「勤め」、目的・目標の達成のため努力する「勉め」といったように、教職員の資質向上を多義的に示すものとした。すべての子どもの可能性を伸ばさせるためには、日常的・積極的・効果的なICTの活用、例えば、学習履歴等のデータの活用や習熟度に応じた指導、不登校・障害のある子どもへのきめ細かな支援をはじめ、「い

つでも」「どこでも」「誰とでも」といった学びの選択肢の拡大等の利点を最大限に活かしつつ、対面指導との融合を果たし、子どもに徹底的に寄り添い、主体的な学びを支援していく教職員の心構えや資質向上が一層重要となる。4つ目の「ひろがり」については、カリキュラム・マネジメントが社会に開かれた教育課程を実現するための重要な手段であることをより明確にするために現行の学校教育の重点では柱として独立している「カリキュラム・マネジメント」を「社会に開かれた教育課程」の文脈に結びつけ、学校を社会全体の中で捉え、社会とともに進めていく学校教育の姿をわかりやすく表現した。

第3章では、令和3年度に特に重視して育む資質・能力として、引き続き、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を掲げ、子どもたちが共に学び育つ場である学校園の教育活動の中で高められていくことを表現した。

第4章では、知・徳・体から成る「生きる力」を育むための15の取組を掲げている。様々な状況に照らしながら、学校教育活動を具体的に企画・実施していくために参照いただくことを想定し、より詳しく網羅的な内容としている。令和3年度は、ICT活用による学びの充実や新しい生活様式を踏まえた教育活動の推進など情勢等を踏まえた修正を施している。

最後に、情報発信について説明する。学校教育の重点については、冊子の作成にとどまらず、その内容の浸透・定着を図り、よりよい教育の実現につなげていくことが求められる。京都市立学校園の全校園長への説明に加え、関係動画や資料等を教職員が閲覧可能なポータルサイトに掲載するなど、すべての教職員が充実した教育実践に向けて理解し、活用しやすいものとなるよう工夫してまいりたい。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 よりよい教育実践に資するよう、わかりやすく活用しやすい工夫が施されている。さらなる工夫として、各章の関係性が図示されている表紙の次の見開きページにおいて、目指す子ども像から「学校運営の5つの柱」、「『生きる力』を育む15の取組」へと向かう矢印がもう少し視覚に訴えるものとする事で、よりわかりやすくなるのではないかと考える。また、第2章の「学校運営の5つの柱」では、同じページに複数の柱が共存するのではなく、柱ごとにページを割り当てる方が閲覧しやすい。

【笹岡委員】 教職員がわかりやすいよう、表紙の次の見開きページにおける第3章の文章については、ページの継ぎ目を考慮し、文字の配置を工夫すべきである。

【星川委員】 教職員アンケートでは、校長以外の教職員の活用状況について、「自校での研修」における活用が「学級経営」や「授業改善」の場合に比べて相対的に進んでいないことが示されている。学校教育の基本的な方針を校内で共通認識し、また、各学校の教育活動等と照らし合わせることは重要である。「自校での研修」では100%の活用を目指してほしい。

また、必要な時に目的に沿った閲覧が容易にできるような冊子を目指すことも大切である。例えば、第2章の「学校運営の5つの柱」であれば、柱内の各項目（丸数字で表示）について、その内容を端的に表す小見出しを付すなどの工夫が考えられるので、今後の検討課題としてほしい。

【事務局】 各学校園では、学校教育の重点の組織内への浸透・定着を図るため、校園長から所属教職員に対して説明を行っているが、今後も、様々な工夫を

講じながら取組を進めるよう啓発していく。

また、今回の改訂では、第2章の学校運営の柱を再編したことを踏まえ、柱を構成する要素がどのように変化したのかについて適切に伝えていく。適時目的に沿った活用ができるような工夫についても、今後検討していきたい。

【野口委員】 第2章「学校運営の5つの柱」の一つである「つながり」は大切な視点である。主として組織間のつながりを意識した内容であるが、子どもと子どものつながりや、一人一人の子どもが得意なことを生かし、共に学び合うことも大切な視点であると考えます。

【事務局】 第3章に記載しているとおり、子どもたちが共に学び育つ学校教育活動を通じて、生きる力が育まれるものと認識している。今後は、ICTの積極的な活用のもと、その可能性をさらに広げながら、さらなる教育の充実を図っていく。

【教育長】 今回の改訂で第2章の「学校運営の5つの柱」の名称が端的に表現され、記憶に留めやすいものとなった。さらに、学校教育の重点がより一人一人の教職員等の身近な存在となるよう工夫を図ってほしい。

(議決)

教育長が、議第29号「令和3年度学校教育の重点」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第30号 京都市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 福知 総務課長)

議第30号「京都市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について」、資料に基づき、3点の内容に関してご説明する。

1点目は、京都市地球温暖化対策条例改正に伴う改正である。現在、学校施設の目的外使用を行うにあたり、「営利を目的とする」ものについては、原則、学校施設使用規則第4条第1項第4号により許可することができないが、その中でも、同条第2項各号に該当するものについては、教育長が必要と認めた場合に許可することができるとしている。例えば、自動販売機の設置、京都市地球温暖化対策条例に規定する太陽光発電設備の設置等がそれにあたる。この度、京都市地球温暖化対策条例が令和2年11月市会で改正されたことに伴い、引用条文に関連する学校施設使用規則を改正する。

2点目は、京都御池中学校・複合施設における賑わい施設の管理手法の整理に伴う改正である。現状として、京都御池中学校・複合施設における賑わい施設については、京都市がPFI事業者による運営を委託する形態としており、実質上、学校施設使用規則下に置かれない施設として位置付けられてきたが、令和2年度末にはPFI事業が終了することに伴い、今後は教育委員会が直接、賑わい施設を管理することとなるため、その財産管理手法を整理するものである。整理の方向性として、学校教育活動に支障を生じない範囲内で、一定の要件（御池通及びその沿道にふさわしい商業その他の業務に係る機能の集積を図り、もってにぎわいのある魅力的な市街地の形成に資すること。）を満たした使用については、改正後の学校施設使用規則に照らして、目的外使用を可能とする。なお、同様の条例、趣旨により、学校施設の機能の高

度化、多様化等が図ることができる場合は、今後、他事例においても目的外使用について検討可能とする。

3点目は、行財政局資産活用推進室による管理台帳の変更に伴う改正である。公有財産の目的外使用等の実績については、京都市公有財産規則に基づき台帳の作成が求められており、現在台帳は「公有財産管理システム」へ入力することにより作成されている。事務効率化のため、本市の公有財産管理を統轄する行財政局資産活用推進室において見直しが検討され、令和3年度から、エクセル台帳を入力する形式に変更されることとなった。これに伴って、学校施設についてもエクセル台帳へ移行するが、より実態に即した内容で運用するために、学校施設使用規則を改正して教育委員会独自で台帳を定める。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 P F I 手法による管理を行っている市立学校は他にもあるのか。

【事務局】 今回の規定整備に関連している京都御池中学校のほかに、京都堀川音楽高校でも、P F I 手法による施設整備と維持管理を行っている。また、P F I 事業の他事例としては、早期に子どもたちの教育環境を整備し学校間の公平性を確保できる手法として、平成18年度から小学校の冷房化・維持管理事業なども行っている。

(議決)

教育長が、議第30号 京都市立学校施設使用規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

- 1月13日 教育福祉委員会
- 1月16日 西京高等学校附属中学校入学者選考
- 1月19日 京都芸術教育フォーラム2020
- 1月21日 総合教育会議
- 1月25日 市労連交渉妥結
- 1月27日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時00分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長